

改正

平成28年3月31日規則第11号

福岡県心身障害者扶養共済制度加入者掛金の補助に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年福岡県条例第21号）第5条の規定により加入した者（以下「加入者」という。）のうち経済的に困難な世帯に対し掛金の補助をすることによって、心身障害者福祉の増進をはかることを目的とする。

(対象者及び補助額)

第2条 本町に住所を有する加入者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める額を補助するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 掛金の10分の10に相当する額
- (2) 前年度分の町民税非課税世帯 掛金の10分の5に相当する額
- (3) 前年度分の町民税均等割課税世帯 掛金の10分の3に相当する額
- (4) 震災、風水害火災、その他の災害により生計の維持が困難となった世帯（第1号の世帯と同程度、又はそれ以上の生活困難と認められるもの）。ただし、適用期間は、12カ月を限度とする。 掛金の10分の10に相当する額

(申請)

第3条 前条の補助金を受けようとする加入者は、交付申請書（様式第1号）に同条の規定に該当することを証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前条第1号、第2号及び第3号により補助を受けようとするときは、毎年2月に更新を受けなければならない。

(交付)

第4条 前条の申請について審査及び調査の結果、第2条の規定に該当すると認められるときは、掛金の納付を確認したのち、補助金を交付するものとする。

(変更申請)

第5条 補助金の交付を受けている加入者が、第3条の申請事項に変更を生じたときは、これを証する証明書を添えて変更申請書（様式第2号）を直ちに町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

様式第2号（第5条関係）